

鎌倉市図書館子どもの読書活動推進にかかる特別貸出登録について

1. 趣旨

鎌倉市内の子どもの読書活動推進のため、その推進にかかる活動を支援するものです。

2. 対象

1の趣旨に沿う活動を行なっている市民、または市内の施設で活動している学校図書館専門員、読書活動推進員、教員等が対象です。

3. 申込み

別紙「鎌倉市図書館子どもの読書活動推進にかかる特別貸出利用登録申込書」によりお申込みください。住所・氏名が確認できるものが必要ですが、個人名の鎌倉市図書館カードをお持ちの方は、その提示により代えることができます。

中央図書館長決裁後、読書活動推進専用カードを発行します。

4. 有効期間

活動を行なっている期間中のみ有効で、年度ごとに更新が必要です。

5. 貸出点数・期間等

- ・ 貸出点数：**50冊**まで 1の趣旨に沿う活動に使用する資料のみ貸出対象となります。AV資料は貸出しません。
- ・ 貸出期間：**2週間** 次に予約されている方がいない場合は、返却予定日から2週間継続貸出が可能です。
- ・ 予約は**50冊**までできます。読書推進活動のための予約は、必ず「読書活動推進カード」で予約してください。個人名のカードで予約した本を「読書活動推進カード」で貸出することはできません。

6. その他

資料（図書等）の管理は、申込者が責任を持って行なってください。紛失等の場合には原則として弁償をしていただきます。